

平成31年第3回東海市教育委員会定例会議事録

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 開催日時 | 平成31年3月25日
開会 午前9時30分
閉会 午前10時35分 |
| 2 | 開催場所 | 603会議室 |
| 3 | 出席者 | 加藤千博
秋田祉宏
秋葉みどり
木原鈴江
堤光彦
久野友士 |
| 4 | 欠席委員 | なし |
| 5 | 委員以外の出席者 | なし |
| 6 | 説明のため出席した者 | 宗近美佐子
江口貴子
西山聖治子
天木倫子也
安江正也
小笠原尚一
中島達也
齋田強一
堀康次
高橋佳史
明壁啓純子
中山律子
浅井春代
濱田眞理子
片岡紀美子
金田一則
伊藤孝英
桜井正志 |
| 7 | 会議書記 | 石松勝
磯谷未来 |

8 議事日程 別紙日程のとおり

9 傍聴人 なし

10 協議概要

教育長（加藤 千博）

ただいまから、平成31年第3回東海市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の議事日程については、あらかじめ配付いたしました日程表のとおり進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これより会議に入ります。

教育長（加藤 千博）

日程第1、「前回議事録の承認」を議題といたします。お諮りいたします。本案については、承認することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

教育長（加藤 千博）

御異議なしと認めます。よって、「前回議事録の承認」については、承認されました。

教育長（加藤 千博）

日程第2、「報告」を議題といたします。

教育長（加藤 千博）

報告のある委員はいらっしゃいますか。

教育長（加藤 千博）

ないようですから、これをもって「報告」を終わります。

教育長（加藤 千博）

次の日程に入る前に、採決いたします。

日程第3、議案第5号、「東海市教育委員会職員の人事異動について」は人事案件になりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、公開しないことに決することについて、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 (加藤 千博)

御異議なしと認めます。よって、日程第3の議案第5号は非公開といたします。

ただいまの採決により、日程第3、議案第5号、「東海市教育委員会職員の人事異動について」は、非公開としますので、関係者以外の職員は退室していただきます。

(部屋に残る職員＝副教育長、部長、学校教育課長、書記)

教育長 (加藤 千博)

審議が終わりましたら、入室の案内をします。

教育長 (加藤 千博)

日程第3、議案5号、「東海市教育委員会職員の人事異動について」を議題といたします。教育部長から提案理由の説明を求めます。

教育部長 (江口 貴子)

(資料に基づき説明した)

教育長 (加藤 千博)

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長 (加藤 千博)

ないようですから、これをもって質疑を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 (加藤 千博)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

教育長 (加藤 千博)

審議が終わりましたので、入室していただきます。

教育長 (加藤 千博)

日程第4、議案第6号、「平成31年度(2019年度)東海市教育基本方針について」を議題といたします。担当課長から提案理由の説明を

求めます。

学校教育課長（小笠原 尚一）
（資料に基づき説明した）

教育長（加藤 千博）
これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（加藤 千博）
ないようですから、これをもって質疑を終わります。
これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

教育長（加藤 千博）
御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

教育長（加藤 千博）
日程第5、議案第7号、「東海市立学校管理規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。学校教育課統括主幹から提案理由の説明を求めます。

学校教育課統括主幹（中島 達也）
（資料に基づき説明した）

教育長（加藤 千博）
これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（加藤 千博）
ないようですから、これをもって質疑を終わります。
これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

教育長（加藤 千博）
御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

教育長（加藤 千博）

日程第6、議案第8号、「教育委員会の行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則について」、日程第7、議案第9号、「東海市教育委員会が管理する行政文書の開示に関する規則の一部を改正する規則について」、日程第8、議案第10号、「東海市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則について」及び日程第9、議案第11号、「東海市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」は関連がございますので一括して議題といたします。学校教育課統括主幹から提案理由の説明を求めます。

学校教育課統括主幹（中島 達也）
（資料に基づき説明した）

教育長（加藤 千博）
はじめに、議案第8号に対する質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（加藤 千博）
ないようですから、これをもって質疑を終わります。
これより採決いたします。お諮りいたします。議案第8号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

教育長（加藤 千博）
御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

教育長（加藤 千博）
続きまして、議案第9号に対する質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（加藤 千博）
ないようですから、これをもって質疑を終わります。
これより採決いたします。お諮りいたします。議案第9号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

教育長（加藤 千博）
御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

教育長（加藤 千博）
続きまして、議案第10号に対する質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（加藤 千博）

ないようですから、これをもって質疑を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。議案第10号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

教育長（加藤 千博）

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

教育長（加藤 千博）

続きまして、議案第11号に対する質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（加藤 千博）

ないようですから、これをもって質疑を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。議案第11号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

教育長（加藤 千博）

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

教育長（加藤 千博）

日程第10、議案第12号、「東海市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」を議題といたします。学校教育課統括主幹から提案理由の説明を求めます。

学校教育課統括主幹（中島 達也）

（資料に基づき説明した）

教育長（加藤 千博）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（加藤 千博）

ないようですから、これをもって質疑を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

教育長（加藤 千博）

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

教育長（加藤 千博）

日程第11、議案第13号、「東海市社会教育指導員及び教育相談員の委嘱について」を議題といたします。学校教育課統括主幹から提案理由の説明を求めます。

学校教育課統括主幹（中島 達也）

（資料に基づき説明した）

教育長（加藤 千博）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（加藤 千博）

ないようですから、これをもって質疑を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

教育長（加藤 千博）

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

教育長（加藤 千博）

日程第12、議案第14号、「学校評議員の委嘱について」を議題といたします。学校教育課指導主事から提案理由の説明を求めます。

学校教育課指導主事（堀 康次）

（資料に基づき説明した）

教育長（加藤 千博）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（加藤 千博）

ないようですから、これをもって質疑を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

教育長（加藤 千博）

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

教育長（加藤 千博）

日程第13、議案第15号、「学校支援協議会委員等の解職及び委嘱又は任命について」を議題といたします。学校教育課指導主事から提案理由の説明を求めます。

学校教育課指導主事（堀 康次）

（資料に基づき説明した）

教育長（加藤 千博）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（加藤 千博）

ないようですから、これをもって質疑を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

教育長（加藤 千博）

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

教育長（加藤 千博）

日程第14、議案第16号、「平成31年度（2019年度）全国学力・学習状況調査への参加について」を議題といたします。教員研修センター指導主事から提案理由の説明を求めます。

教員研修センター指導主事（中山 律子）

（資料に基づき説明した）

教育長（加藤 千博）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（加藤 千博）

ないようですから、これをもって質疑を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 (加藤 千博)

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

教育長 (加藤 千博)

日程第15、議案第17号、「地区公民館・市民館の館長等の解職及び委嘱について」を議題といたします。社会教育課長から提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 (濱田 真理子)

(資料に基づき説明した)

教育長 (加藤 千博)

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長 (加藤 千博)

ないようですから、これをもって質疑を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 (加藤 千博)

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

教育長 (加藤 千博)

日程第16、議案第18号、「東海市文化財保護規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。社会教育課長から提案理由の説明を求めます。

社会教育課長 (濱田 真理子)

(資料に基づき説明した)

教育長 (加藤 千博)

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長 (加藤 千博)

ないようですから、これをもって質疑を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 (加藤 千博)

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

教育長 (加藤 千博)

日程第17、議案第19号、「東海市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。次長から提案理由の説明を求めます。

次長 (西山 聖治)

(資料に基づき説明した)

教育長 (加藤 千博)

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

2番委員 (秋葉 みどり)

各小学校区数名で構成していると聞いていますが、今回辞めた方は緑陽小学校区で、新任の方は加木屋南小学校区でした。学校区で何名というバランスが違っていいのですか。

次長 (西山 聖治)

条例で推進委員の定員は上限30名と定められています。平成30年度の推進委員は、名和小学校区については3名、他の小学校区2名の25名で構成しています。

平成31年度は、加木屋南学校区に新任の方1名を追加で委嘱していますので、加木屋南小学校区については3名、他の小学校区2名の25名の構成になります。

教育長 (加藤 千博)

ほかにないようですから、これをもって質疑を終わります。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 (加藤 千博)

御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

教育長（加藤 千博）

日程第18、「その他の報告事項」を議題とします。

(1)から(6)について、担当課長から順に報告を求めます。

学校教育課主任指導主事、教員研修センター所長、教員センター指導主事
（資料に基づき説明した）

教育長（加藤 千博）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

1 番委員（秋田 祉宏）

教職員国内研修事業について、文部科学省研修の期間が去年は10日間でしたが、今回3週間に変更になったのですか。

ほかに、社会教育主事研修の期間は4週間で、夏休みの期間に長期で研修に行っていますが、職務に問題ないのですか。

研修期間が違う場合も補助金額は同じ金額でいいのですか。

最後に、教職員から希望する各々の実態に合わせた研修の対応はどうしているのか教えてください。

教員研修センター主任指導主事（明壁 啓純）

文部科学省研修の期間は本来3週間で、昨年に関り文部科学省の都合で時期がずれ、お盆休みの都合もあり10日間でした。

社会教育主事研修の期間は社会教育主事の資格を取るため、4週間で決められています。

補助金額については、費用全額ではなく一部補助としています。

教職員から希望する各々の実態に合わせた研修については、授業力向上事業で対応しています。

教育長（加藤 千博）

ほかにないようですから、これをもって質疑を終わります。

教育長（加藤 千博）

続いて(7)から(12)まで、担当課長から順に報告を求めます。

次長、文化芸術課長、学校教育課長、青少年センター所長
（資料に基づき説明した）

教育長（加藤 千博）

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

教育長（加藤 千博）

ないようですから、これをもって質疑を終わります。

教育長（加藤 千博）

(13)その他について、何かありますか。

教育長（加藤 千博）

ないようですから、これをもって終結いたします。

以上で「報告事項」を終わります。

教育長（加藤 千博）

以上をもって、今回定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成31年第3回東海市教育委員会定例会を閉会いたします。